記載上の注意事項（下記の項目の番号は，様式の項目番号による。）

1　届出の概要

⑴　譲受会社に関する事項の概要

ア　最近５年以内に名称を変更した場合は，旧名称を付記すること。

イ　譲受会社が外国会社である場合は，名称の欄の（　）内に，国籍を付記すること。

ウ　国内売上高合計額とは，法第10条第２項に規定する国内売上高合計額をいう。

エ　国内売上高合計額については，百万円未満を切り捨てること。

オ　国内売上高を算出する際には，売上高を期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「５　その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

カ　区分については，次の区分に応じて記載すること。

㋐　会社の事業の全部の譲受けをしようとする場合にあっては，「□　事業の全部の譲受け」にレ印を付すこと。

㋑　会社の事業の重要部分の譲受けをしようとする場合にあっては，「□　事業の重要部分の譲受け」にレ印を付すこと。

㋒　会社の事業上の固定資産の全部の譲受けをしようとする場合にあっては，「□　事業上の固定資産の全部の譲受け」にレ印を付すこと。

㋓　会社の事業上の固定資産の重要部分の譲受けをしようとする場合にあっては，「□　事業上の固定資産の重要部分の譲受け」にレ印を付すこと。

⑵　譲渡会社に関する事項の概要

譲渡部分に係る国内売上高は，⑴に準じて記載すること。

2　譲受会社及び譲渡会社の概要

⑴　譲受会社及び譲渡会社に関する事項

ア　譲受会社又は譲渡会社が国内の会社である場合は，国籍，日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については，記載を要しない。

イ　譲受会社又は譲渡会社が外国会社である場合は，名称の欄の（　）内に，国籍を付記すること。

ウ　資本金は，最終の貸借対照表による資本金の金額を記載すること。

エ　総資産は，最終の貸借対照表による総資産の金額を記載すること。

オ　売上高は，最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額を記載すること。

カ　資本金，総資産及び売上高については，百万円未満を切り捨てること。

キ　譲受会社又は譲渡会社が外国会社である場合，資本金，総資産及び売上高については，期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「５　その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。総資産は，その外国会社単独の総資産を記載すること。ただし，やむを得ない事情がある場合は，連結決算書による総資産をもって代えることができる。この場合は，連結決算書による総資産であることを「５　その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

ク　主たる事業は，国内において最も売上額の多い事業を記載すること。その他の事業は，主たる事業以外の事業を売上額の多い順に記載すること。

ケ　「常時使用する従業員」とは，事業主又は法人と雇用関係にある者であって，その雇用契約の内容に常雇する旨が積極ないし消極に示されている者をいい，事業主及び法人の役員若しくは臨時の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条に定める「解雇の予告を必要としない者」をいう。）はこれに含まない。

コ　「取引所金融商品市場等への上場の有無」については，該当する□にレ印を付し，譲受会社及び譲渡会社がその株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第17項に規定する取引所金融商品市場若しくは同条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場又は同法第67条第２項に規定する店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似する市場で外国に所在するもの（以下「取引所金融商品市場等」という。）に上場している場合は，取引所金融商品市場等の名称及び取引所金融商品市場等を開設する者の名称を記載すること。複数の取引所金融商品市場等に上場している場合は，そのすべてを記載すること。

⑶　譲受会社の属する企業結合集団の概要

ア　最終親会社とは，譲受会社の親会社であって他の会社の子会社でないものをいい，譲受会社に親会社がない場合は，当該譲受会社をいう。

イ　子会社とは，法第10条第６項に規定する子会社をいう。

ウ　最終親会社が国内の会社である場合は，国籍，日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については，記載を要しない。

エ　最終親会社が外国会社である場合は，名称の欄の（　）内に，国籍を付記すること。

オ　資本金，総資産，売上高，主たる事業，その他の事業，常時使用する従業員数及び取引所金融商品市場等への上場の有無については，⑴に準じて記載すること。

カ　譲受会社又は譲渡会社との関係は，以下の選択肢の中から該当する記号を選択し，記載すること。複数の選択肢に該当する場合は，そのすべてを記載すること。

A　当該会社と譲受会社（譲渡会社）は，同種の商品又は役務を供給している（取引段階を異にする場合を除く。）。

B　当該会社は，譲受会社（譲渡会社）から商品又は役務の供給を受けている。

C　当該会社は，譲受会社（譲渡会社）に商品又は役務を供給している。

D　当該会社と譲受会社（譲渡会社）は，同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。

E　当該会社と譲受会社（譲渡会社）は，関連性のある異種の商品又は役務を供給している。

F　AからEまでのいずれにも該当しない。

キ　最終親会社の子会社の有無については，該当する□にレ印を付すこと。

ク　主たる事業地域は，主たる事業について記載すること。

ケ　国内売上高については，法第10条第２項に規定する国内売上高を記載すること。

なお，国内売上高の欄には，国内売上高に代えて，売上高を記載することができる。売上高を記載した場合には，記載した売上高の金額に下線を付すこと。

コ　議決権保有割合とは，譲受会社の属する企業結合集団に属する会社等が取得し，又は所有する（以下この記載上の注意事項において「保有する」という。）譲受会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

サ　議決権保有割合は，小数点以下２けたを四捨五入し，小数点以下１けたまで記載すること。

シ　会社の記載は，議決権保有割合の多い順とする。

⑷　譲受会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社（譲受会社及び⑶イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

ア　該当する□にレ印を付すこと。

イ　主たる事業については，⑴に準じて記載すること。

ウ　主たる事業地域，譲受会社又は譲渡会社との関係及び会社の記載順については，⑶に準じて記載すること。

エ　議決権保有割合とは，譲受会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

オ　議決権保有割合は，小数点以下２けたを四捨五入し，小数点以下１けたまで記載すること。

⑸　譲受会社の総株主の議決権の100分の10を超える議決権を保有する株主（最終親会社，⑶イ及び⑷に該当するものを除く。）の有無

ア　該当する□にレ印を付すこと。